

第5回生駒市立地適正化計画策定検討部会 会議録

1. 会議の年月日、開催時刻及び場所

会議の年月日 令和 7 年 8 月 27 日(水)
開催時刻 午後 14 時 30 分から午後 16 時 00 分
場所 コミュニティセンター 6 階 603 会議室

2. 委員の出欠

(1) 出席者

(委 員) 増田部会長、嘉名副部会長、牧委員、森岡委員、松中委員
(事務局) 有山都市整備部次長、荻窪都市づくり推進課長、吉田都市づくり推進課主幹、
日和都市づくり推進課拠点形成室拠点形成係長、
秦学研推進課長、浜田学研推進課課長補佐、内蔵住宅課長
水澤危機管理課長、立田事業計画課課長補佐、林事業計画課計画係長、
大塚防犯交通対策課長、菊池防犯交通対策課公共交通係長

(2) 欠席者

佐藤委員

3. 会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者数 0 人

4. 配布資料

- (1) 会議次第
- (2) 資料 1 第 3 ~ 5 章 基本方針・居住誘導方針・都市機能誘導方針
- (3) 資料 2 第 6 章 誘導施策
- (4) 資料 3 第 7 章 防災指針
- (5) 参考資料 各圏域の誘導区域図

5. 次第

1. 開会

2. 基本方針・居住誘導方針・都市機能誘導方針について

3. 誘導施策、防災指針について

4. 閉会

6. 審議結果等

(1) 基本方針・居住誘導方針・都市機能誘導方針について

○ 資料の説明（資料1 第3～5章 基本方針・居住誘導方針・都市機能誘導方針）

○ 質疑及び意見

部会員) 4-12 ページに記載されている、誘導区域から除外しない理由について
は、避難により命を守る対策を進めていることを入れたほうがわかりやすいんではないか。「避難により命を守る対策が進められており」などのよ
うな文言を入れてはどうか。

部会長) 国土交通省との協議を見ていると、3-2 ページの都市機能誘導に係る方
針の取組の例3)に「関西文化学術研究都市の産業・学術研究拠点として」という話が記載されているが、ここに関しては特に問題にはならなかった
ということか。

事務局) 方針に対しての指摘はなかった。

部会長) 4-17 ページで、学研高山地区第2工区について、「学研高山地区第2工
区の計画の進捗に応じて、居住誘導区域を設定（見直し）します。」という
記載があるが、その前に学研高山地区第2工区全域を都市機能誘導区域に
含むことが事前に記載されていないため、何の話であるか分からなくなっ
てしまう。ご検討いただければと思う。

事務局) 先に都市機能誘導区域を検討していたが、報告書の構成上、居住誘導区
域が先に出てきている。

部会長) 5-3 ページの「③例外的に都市機能誘導区域を定める箇所」という「例
外的」という文言も気になる。

部会員) 「その他」くらいでいいのではないか。

部会長) そうだと思う。そうでないと読み進めていくうちに違和感をもつ。

部会員) 3-3 ページの防災指針に係る方針の取組の例1)について、「土砂災害特

別警戒区域（レッドゾーン）などの災害危険性が高いエリアの情報発信や避難行動の円滑化」という記載がある。基本的に誘導していないレッドゾーンの情報を発信することと、避難行動の円滑化を図るイエローゾーンの話が混ざっており、少し精査した方がいい。「など」はついているが、現状のままではレッドゾーンに住んでいいように感じるため、少し見直していただきたい。

部会長) 前回、事務局に対して生産緑地の扱いについて他都市はどうしているのかという質問をしており、生産緑地を「除く」から「含める」に変更している。生産緑地は居住地や公共施設用地へ転換可能であり、比較的違和感はないと思うがどうか。

部会員) 生産緑地は何年かの期限があり、あとは自由に変えられるという理解でよいか。

部会長) そうである。基本的には特定生産緑地の指定を受けたとしても 10 年間の間、全く変えられないかというとそうではなく、死亡等により買取り申出が可能である。特定生産緑地に指定しなかった生産緑地はいつでも買取り申出が可能である。

部会員) 確認であるが、住宅地で人口密度が低いことから、誘導区域に含まれていない地域はあるのか。

部会長) 前回 40 人/ha を切る可能性がある地区が少しあったかと思うがどうか。

事務局) 実態としては、何らかの誘導区域の条件に合致しており、結局除外していない。

部会員) ないということか。立地適正化計画の改定時を考えると 40 人/ha の基準で今後もいけるのかという話が少しあるのではないかと思い質問した。

部会長) 前回の部会でも具体的に懸念されるエリアについて委員よりご指摘いただいたが大丈夫か。

部会員) 市街化調整区域で地区計画を定めているところはないか。

事務局) 生駒市ではない。これからも市街化調整区域に住宅を誘導することはないと考えている。

部会長) 大阪府は市街化調整区域で住宅地開発を行っているところが多いが、案件が非常に少ないということか。

事務局) その通りである。生駒市以外の奈良盆地の中和のエリアでは多くみられ

る。

部会長 奈良県も基本的には産業系の調整区域の地区計画は認める方向であるが、住宅系の地区計画には消極的である。

事務局 学研の市街化調整区域における地区計画は、山間部の方などの空き家が増えてくるようなところで、今までよいのか、そのような地区は市街化調整区域における地区計画などで対応していかなければならないのではないかというような議論はある。

部会員) 檜原市は市街化調整区域の地区計画を多く活用している。

(2) 誘導施策、防災指針について

○ 資料の説明（資料2 第6章 誘導施策、資料3 第7章 防災指針）

○ 質疑及び意見

部会員) 資料1の5-24、25ページが資料2につながっているが、「誘導施設としない施設」という表現がわかりにくく感じた。誘導施設としない施設を表にしないといけない理由がよくわからない。表にしておきながら誘導しないとなっている。他都市では、例えば「誘導が望ましい」などの言い方をしたりしている。つまり、誘導施設にはしないけれども、来てくれた方がいい施設というような位置づけをされている。そのような少し積極的な意味合いなのか、それともただあるかどうかをプロットしただけなのか、意味合いが少しあらない。クリアにした方がよいのではないか。

誘導施策の方は、最近、立地適正化計画の改定では、都市計画マスター プランと一体化するパターンの自治体が多いが、そういう中では用途地域の見直しなどを行うということを謳っていたりするが、どちらかというと今は既存の政策で書かれていることを羅列しているだけであり、今回の検討を踏まえて、何か積極的に都市計画を変えることは謳わないということなのか。

例えば、居住誘導であれば、地区計画などが書いてあるが、敷地を分割しやすくするとか、日常生活を支えるような施設が立地できるような用途を緩和するとか、都市機能誘導区域では駅周辺の商業系施設を増やすとか、さらに、誘導施設の場合は容積率が緩和されるとかが今回はわからぬ。

- 部会長) 現状でもまろやかに書かれていると思う。資料2の6-3ページの1-3には、免許を返納した高齢者などの身近な場所での生活をサポートできるように地区計画等の都市計画制度の見直しを推進する、サードプレイスや宅配サービス的なものができるように用途地域の見直しを推進するなど、少しは書かれているが、まろやかに書いているため、委員がおっしゃったことをこの案で組み込んでいるのかどうかという懸念はある。
- 部会員) おそらく都市計画マスタートップランとのタイミングが合っていないという苦しさはあると思う。
- 部会長) その辺としては、資料2の6-2ページの1-1①良好な住環境の維持・形成と書いてあるが、主な事業等に地区計画制度等を活用した良好な住環境の形成とある。これを読み取ると、守り型の地区計画を維持するのか、宅地を流通させるような地区計画へ見直していくのか、わかりにくい状況となっている。
- その辺を具体的に書き込むかどうかである。具体的に記載する方がわかりやすいとは思う。
- 部会員) 今のところはおそらく既存の施策を並べており、立地適正化計画でさらにアクセラをふかすみたいなところは書かれていらない印象があり、どうするかというのを少し議論の余地があるかと考える。
- 事務局) 課内としても、地区計画の見直しというのは議論に上がっており、最初はそのような書き方をしていたものの、地区計画に限らず用途や建ぺい率、容積率等の見直しが必要なのではないかということを踏まえて、「地区計画制度等」としている。
- 部会長) 建ぺい率40%、容積率60%の第1種低層住居専用地域があると思うが、住宅からの建て替えをしようと思ったときにかなり制限が厳しすぎて、次世代の3世帯居住の建物などを建てることができないということなど、そのあたりのことがわかるように書くのか、何でも対応できるように書いておくかということもある。
- 事務局) 都市計画マスタートップランの土地利用方針の低層住宅地の説明の中で、「高齢化の進展や時代の変化への対応が必要な住宅地については、用途地域や地区計画の見直し等による住宅地としての持続性の確保を図る」という記載があるため、用途地域や地区計画の見直し等というのを入れても都

市計画マスターPLANとの整合が取れている。「等」で済ますのか、具体的に用途地域と入れるのか検討する。

部会長) 第1世代はどちらかというと守り型の地区計画となるが、次の世代が活用しようと思うと、やはり守り型の制限内容を緩めないと、流通が進まない。

事務局) ご指摘を踏まえて、もう少し踏み込んだ内容を検討する。

部会長) あと1点目の指摘の資料1の5-24ページのところはどうか。白丸のところには「区域内に立地があり維持を図る施設（誘導施設としない施設）」という説明がある。積極的に維持を図りたいみたいな話で書くのか、単純にあるという感じで書くのかは少し要検討かと考える。

IターンやUターンの近居型などの宅地需要はあるか。また、そのような需要へ市は対応しようと考えているか。

事務局) 生駒市では、ニュータウン再生・再編事業を取り組んでおり、空き家率、高齢化率が高い地域、具体的には萩の台住宅をモデル地区として、地域の方と話をしていると近居のニーズはあると考えている。どのくらいの割合があるのかはそこまでのデータは持ち合わせていない。近居のニーズがあつて転居してきているという話は聞く。

部会長) 泉北ニュータウンは近居の需要が結構大きい。

部会員) 資料2の6-1ページの施策の体系ということで3つ書かれている。立地適正化計画のコンパクト・プラス・ネットワークという建て付けに対し、この図だとネットワークの部分とコンパクトの部分が独立して、それぞれ施策を取り組むというように読るので、少し違和感がある。おそらく「方針3 交通ネットワークの方針」は交通ネットワークを確立することが目的ではなく、拡充させることが目的であって、居住誘導して都市機能誘導していくという、ある種そのサンドイッチなのかと捉えている。方針として3つあることはよいが、施策として整理するとパラレルになるため、本当に現在の案でよいのかどうかが少し気になった。

例えば資料2の6-2ページでも、インフラ施設の話が1-1①に出てくるが、まず交通インフラがでてきてしかるべき話だと思う。そういう形で色々なところに交通ネットワークの話は出てくるため、再考された方がいいかと考える。

また、仕方ないとは思うが、6-8 ページの交通ネットワークに係る施策について、今後地域公共交通計画が改定されるため、少し今の時点で細かい話をしてもしょうがないかと思うが、ネットワークというキーワードに呼応するような施策が少ないと感じる。拠点や都市機能をつないでいくようなサービスの施策が書かれていないと考える。すべてがそうとは言い切れないが、生駒市内の基幹的な交通ネットワークをどう維持していくのかが書かれていなかっため、少しどうなのかと感じた。

部会長) 都市機能誘導の部分にあまり交通施策のことが書かれていません。生活交通圏域から都市機能誘導区域にいかにみんなが来てくれるかということで、より都心部の活性化につなげるというのは本来の大きな目的と思うがどうか。

それともう一つは、都市機能誘導区域間でもいかに移動性を高めるか。周遊性を高めるみたいな施策が書かれていません。

少し施設立地型の施策の記載が中心となっており、ネットワーク型というか交通機能から連携させた部分での書き方が、3つに分けていためにされていません。本当は居住誘導区域に関してもネットワークの議論をしないといけないし、都市機能誘導区域に対してもネットワークの議論をしないといけないと思うので、方針 3 は 2 つにかかっているということだと思う。

また、ICT レベルの自動運転までは施策として記載できないか。立地適正化計画は 20 年の計画であることから、20 年間あればおそらく学研都市の中では自動運転の話が出てきそうだと思う。

部会長) 資料 2 の 6-9 ページ、3-3 で、学研高山地区などでの新しいまちづくりの方向性と連携して、新しい技術を活用した交通システム導入に向けた情報収集・実証実験等を“やる”ではなく“検討します”になっている。実証実験は少なくとも取り組んでいるため、本来ならば社会実装に向けたいというような文章にできないか。

事務局) もう少し前向きに表現していこうと思う。

部会員) 誘導施策を見ても夢がないように思う。何のイメージもわからない。今、南の方の道路工事もだいぶ進捗しているが、どうなるのかよくわからぬ。事業が進められていることに関して楽しさやわくわく感のイメージを

もつのが難しい。たまに車を走らせて見に行くが、工事の最新情報を見て
も一つもわくわく感が出てこないというか。開発状況を見ながら、市民も
まちの発展に対して関わっていこうという思いになるようなことがない
と、単にネットフェンスを張って工事をやっているというだけになってしま
う。その辺が、見える化されるようになると嬉しい。

部会長) 資料1の3-1ページで「誰もが自分らしい住まい方・暮らし方を実現し」と書いてあるが、資料1の3-2ページの居住誘導に係る方針では「将来生活交通圏域での多様な住まい方・暮らし方を支え、安全・安心・快適に住み続けることができる都市づくり」となっており、もっとこのまちを選択して、暮らし方を選択できるような市民の主体性みたいなことを書いた方が、部会員の言うわくわく感のような話につながるのではないか。少しおとなしいと考える。都市機能誘導に係る方針も「市内のどこで生活しても利便性を享受できる都市づくり」と言っているが、極端なことをいうと、難波まで行かなくても十分生駒駅前で楽しめるというような書き方の方がよいと思う。

部会員) 生駒駅前でも「ベルテラスいこま」がせっかくああいう形のものとして作られて、何か一つ取り組みだしたら何が来るのかなと思う。そういうことによって発展させていくきっかけを作るぐらいの仕掛けがいる。

何でもかんでもやるのではなく、何か工夫により、もっと多くの人たちがみんなで作り上げていくというようなまちづくりになっていく可能性があるような気がする。

部会長) 都市計画マスタープランは積極的に書いていただいているので、その辺の文言との整合性みたいな部分をもう一度再チェックいただいたら、部会員のおっしゃるわくわく感が出てくるかもしれない。

事務局) 資料2の6-3ページの6.2.1居住誘導に係る施策の1-2.ライフステージ等に応じた住み替えの促進で学研高山第2工区の記載がある。居住誘導区域には現時点では含めないが、今後の事業の進捗に合わせて見直していくため居住誘導の施策として記載している。都市計画マスタープランでもそのような記載をしているが、このままでよいのか気になっている。整合させるため、学研高山第2工区に居住誘導区域を設定した場合についてはこういう施策に取り組むという記載にすることも考えられる。

- 部会長) この部分は現状のように記載せざるを得ないと考える。
- 事務局) 現状の記載のままで承知した。
- 部会員) 少し細かいことだが、生駒南小学校・中学校が都市機能誘導区域の中に出てくるのは少し違和感がある。これは新設されるような話ではないのか。
- 事務局) 小学校と中学校を一体化して小中一貫校を整備する。まだ具体的に全部が決まっているわけではないが、地域に開かれた学校にするという話と、南生駒駅のバリアフリー工事から学校の敷地にかけて面として整備していくということを最近プレリリースしたところである。
- 部会員) 誘導施設には関係ないため、書かれている理由がよくわからない。
- 部会長) これから的小中学校というのは、昔はコミュニティスクールと言ったが、単に教育機能ではなくて地域貢献機能みたいなことを盛り込んだ新しい小中学校というのを打ち出し、取り組まないと、地域から応援がもらえない、課外活動が一切できないといった意味かと思う。
- おそらく新しい小中学校などは、図書館機能のようなものは積極的に地域に開放してコミュニティ活動の拠点的な機能を補完するなどが、可能性としてあると思う。そのようなことは少し説明しないとわからないかも知れない。
- 部会員) すごくわかりやすく言うと、資料1の5-24ページに書いてあるものを誘導する施策であるが、そこになぜ小・中学校が入るのかという説明が必要であると考える。
- 事務局) 生涯学習施設が入る可能性があるという記述が現状全くないため、コミュニティスクール構想など、そのあたりで何か書けそうなことがあれば記載する。
- 部会員) 大枠はこれでいいかと思う。細かいところで7-1ページの対象とする災害ハザード情報について、本来なら地震の揺れによる液状化というのもあるのだが、今回地震の揺れによる被害、液状化みたいなものではなく、土地利用に関わるものとしてこういうものを挙げましたぐらいの説明があった方がわかりやすいと感じた。また、7-2ページの垂直避難で対応できるかという分析の視点について、要配慮者利用施設は垂直避難になると思うが、それ以外の施設は垂直避難ではなくて水平避難もあると思う。要す

るに建物の中で2階に逃げるということではなく、避難所に避難するとした方がすっきりすると思う。

また、7-6 ページの要配慮者利用施設で、中学校は要配慮、避難者が来るからなのか、そこら辺が少しわかりにくいと思った。また、洪水のところ全般だが、想定浸水深 3m 未満というのは浸水しても 3m 未満なので、2 階まで浸水が来て家が流れてしまうようなことではないという意味だと思うので、浸水区域（浸水深 3m 未満）と記載した方がすっきりするかと思う。

また、その関連で 7-15 ページの要配慮者利用施設に中学校があるが、元気な子たちは要配慮者なのかというところが気になった。7-16 ページの①災害リスクの回避は、あくまでも移転みたいなことと思うため、2 つの安全なエリアの情報発信や避難行動の円滑化に向けた地域防災力の向上については、移転ではなく、もう 1 つ下の②)ソフト対策のところではないかなと思った。また、7-19 ページ、「災害時における避難のための通学路の安全対策の実施」について、避難路だったらいいのだが、それがわかりにくい。

地震の話については、今回の対象ではないということが読めないのでないかなと心配だった。本市における災害に、地震による液状化については記載しておいた方がいいのではないか。

部会長) 土砂災害・洪水・盛土という 3 つを対象災害にしてるが、地震は通常省くことが多いのか。

事務局) 一般論で調査の対象とすることが多いが、なかなか対策を位置づけることが難しいため、防災指針における対策からは除外していくことが多い。

部会員) 施策から外すことはいいと思うが、一覧には記載しておいた方がいいと思う。

事務局) 承知した。

部会員) 7-2 ページの垂直避難について、病院は垂直避難しかないかなと思うので、そこはいいとして、普通の住宅の場合、建物分布・建物階数に対する分析の視点は垂直避難で対応できるかだけじゃなくてもいいのではないか、避難とした方がすっきりするのではないかと考える。

事務局) その方向で修正させていただく。

7-6 ページの要配慮者利用施設については、地域防災計画にて定めている要配慮者利用施設として小中学校が定義にあるため含めている。また、浸水区域の記載は、「浸水区域（浸水深3m未満）」へ修正する。

部会長) 7-16 ページについて、どれがソフト施策か、どれが回避と言えるのか、この辺の文章はこれでよろしいか。①災害リスクの回避のところで、「災害リスクの特に高い地域は、居住誘導区域および都市機能誘導区域から除外し、市民の安全を確保します。」という文章で本当に正しい理解ができるのであろうか。除外するはある意味新たなリスクを負うようなところ、新たなリスクの発生を抑制するということか。しかし、除外したから市民の安全が確保できるかと言うと、なかなかダイレクトに言い過ぎのような気も少しするがどうか。

部会員) 想定浸水深3mというのは大体生駒市内は解消されてきている。当然こういう書き方をして、避難しろとだけ言っても避難のしようがない。

例えば、東生駒駅周辺であるが、川の上に道路があり、その上に駅がある。暗渠が溢れて結局浸水深3mをオーバーすることになっても、北には阪奈道路ぐらいしかなく逃げようがない実態がある。

生駒の場合は大気中で逆転層が生じると古くから言われていることもあり、雨の少ない地域である。最近の非常に急激な雨が降るという時は危ないが、台風が来ても、雨が降らないことが実態としては多い。そこをどう考慮に入れていくか考えないと、オオカミ少年のようになってしまう。私は台風の時は常に東生駒の図書会館の裏から東生駒駅まで歩いて水の状況を確認し、溢れるかどうかを確認している。確かに浸水想定区域のような問題はあるが、ただ単に書いてある内容でいいのかどうか。

この資料を初めて見る人はびっくりするのではないか。

部会長) 7-16 ページ、防災まちづくりの取組方針において、なかなか微妙なところで回避と低減ということをわざわざ分けて記載しているが、本当に回避と言い切れるかどうか。

部会員) 7-17 ページには、土地利用規制が書いてある。それ以外の防災対策を低減としてハードとソフトで分けていると思うが、土地利用規制で回避と記載して、それ以外の避難行動の円滑化みたいな施策は、「レッドから移転してもらいます」というような書き方がよいかもしれない。

- 部会長) 移転まではなかなか難しいと思うため、新たな開発抑制という書き方になるかと思うがどうか。移転を促進した場合にはどこになるのか。
- 事務局) 生駒市のレッドゾーンの地域として、生駒中学校の周辺の川沿いの部分が一つ挙げられ、改めて現地を見に行ったりもしているが、直ちに移転を促進するという言葉はとても言えるような状況はない。川の上流の方では今砂防工事を進めており、それによって土砂が流れないような対策がみられるため、特に移転を促進するという言い方はなじまなく、現在の記載の程度にしたい状況である。ただ、次の建替えの際に、その場所で住宅を建てるのはいかがかと思っているため、記載内容をどうしようかと考えている。
- 部会長) 文章としては2つに分かれており、②にソフトもハードも入っているため、①は、居住誘導区域および都市機能誘導区域から除外し、開発を抑制することによって安全性を高めるなど、何かそういう文章で一文だけを書いてはどうか。開発抑制や土地利用規制によって一体の安全性を確保するみたいなそういう書き方で、その他に記載している回避の内容は全て②の低減のところに盛り込んだ方がよいかもしない。
- 事務局) 部会員がおっしゃった、「地図を見た時に市民からどう思われるか」ということを非常に危惧している。単純に重ね合わせたものが見えているが、その結果何ができるのかというところまで含めて考えると、この防災指針をどこまで書くのかということがある。
- 部会長) 他の自治体ではここまで図を出しているのか。防災指針が入ってから立地適正化計画策定にかかわっていないため、どこまで書き込むのがよいのか。
- 部会員) 見てもらったらわかるように生駒は川の上流である。そのため、山頂部の他市から流れ込んできた川がこの生駒まで流れてくる。短い距離での、土砂災害とか危険なところはあるので、土砂災害は気になるようなところがある。
- 部会長) どこまで地域にハザードマップを配布されているのかを地域防災計画を担当している部署で確認いただきたい。公開されているハザードマップで、新たに思うようなことはないか。
- 事務局) 全戸配布している。紙では地図が小さいため、今自分の家は実際どうな

- んだということを調べていただくためにも拡大できる WEB 版を合わせて周知している。
- 部会長) ある一定は周知されているということか。
- 事務局) ハザードマップの周知こそが私たちの最大の義務と考えている。防災指針で非常に目立つように丸と破線が囲ってあり、その凡例はこうだというような書き方がなされており、見た人によっては驚かれる方もいる。やはりそこも含めて表現をどうするかが問題と感じている。
- 部会員) おそらく現状は全て図に出ており文章はほとんどない。本来は文章で書くべきことも図の中にふきだしを入れてしまっているのが、そうなってしまう原因かと思う。多くの自治体に防災指針の下にハザードマップを載せていて、こういうリスクがあるという枠を書いている立て付けが多いような印象がある。丁寧は丁寧だが、丁寧すぎるかもしれない。
- 部会員) 土砂災害のハザードマップは大体皆さん認識しているが、河川の氾濫というのは、今のところほとんどの方が気にしていない。気にしないため、何も書かなくてもいいということではない。
- ただ、肌で感じている危険性というのは、これまでに何度か川は氾濫したことがあるため、土砂災害に比べて水の氾濫という印象が強い。私の家の前のところもよく氾濫していたので、東生駒の付近の田んぼが全て水につかったが、それが今徐々に解消されつつあるというのが市民の感覚である。
- 部会長) 今、部会員がおっしゃっていたように、7-5 ページ以降の実態把握の部分について、地点情報的な意味合いが見えるので、ちょっとその辺り少し地域防災計画と整合するような形で市民が驚かないような形で検討いただいた方がいいかもしれない。
- 部会員) そういう情報があるのはありがたいと思うが、それが防災指針の役割かというとどうかと思う。
- 事務局) 事務局としても、全ての情報が網羅されており、一見驚くような感じはあった。情報を把握するための資料としてはよいが、それを最終的な完成版として市民に見せるとなると、ここまで情報が本当に必要なのかとも感じる。これだけでは自分の家がどうなのか結局わからない。部会員がおっしゃったハザードマップ中心で周知するという形にして、防災指針は文

- 面だけでいいのかもしれない。
- 部会長) 委員の皆さんから出た意見をもとにご検討いただきたい。
- 事務局) 承知した。
- 部会員) 周りの方向けには想定最大規模降雨と計画規模降雨のハザードマップを2種類出しているか。想定最大規模降雨だけで計画規模降雨の浸水深は市民には周知してないなどはあるか。
- 事務局) 7-1ページの表7-1には両方出している。
- 部会員) ハザードマップに片方しか出していないことであれば、意味が難しいのでそこら辺の説明がないとなかなか難しいと思う。
- 事務局) 1000年に1度のリスクを踏まえた洪水浸水想定であり、過去の生駒市の実績を踏まえたものとはなっていない。部会員がおっしゃられた通り、肌感とは合わない部分があるかもしれない。
- 部会員) 実際、想定浸水深が3mいかないところでも浸水している経緯があるので、どうしてくれるのかということをみんなから言われている。
- 事務局) 事前の避難指示によって高齢者避難や避難指示を出すことによって避難所へ避難していただく。
- 部会長) いずれにしてもこの図を示すだけでは言葉足らずとなっている。その辺を誤解のないように、市民の方々に知ってもらうということが重要と考える。リスクを計画されるということは行政として意味のあることだが、情報の発信の仕方と考える。
- 7-18ページに安全な避難路の整備の話があり、7-19ページに通学路の安全対策の実施について記載がある。
- 部会員) 通学路の安全対策の実施の話はこのまでいいと思うが、その文章の避難のくだりはあまり関係ないので、前の部分をとればよいのではないか。
- 部会長) 次回の検討部会では、パブリックコメント前の立地適正化計画素案を確認できるのか。
- 事務局) 目標値を含めた立地適正化計画素案をご議論いただきたい。
- 部会長) 都市計画審議会への報告もパブリックコメントの前に行うのか。
- 事務局) そうである。次回の検討部会後に都市計画審議会にかけ、パブリックコメントを行いたい。
- 部会長) それでは議題について意見交換を終了する。

7. 閉会

部会長) これをもって、立地適正化計画策定検討部会を終了する。